



薬食発1014第9号
平成23年10月14日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成23年政令第317号。以下「改正政令」という。）（官報号外第222号）が平成23年10月14日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第222号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会长及び社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) 3-クロロー-1, 2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
- (2) 1-(4-フルオロフェニル) プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリピタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）6%以下を含有する製剤
- (2) シクロヘキシリデン-ο-トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) ノナー-2, 6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

- (4) (2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (5) (Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (6) 2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 2-メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (8) 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)6%以下を含有する製剤

4 施行期日

平成23年10月25日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成23年1月25日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年1月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年1月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存するものに關しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を除外したこと。

- (1) (Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤

(2) 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロー-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日(平成23年10月14日)から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正	後	改 正	前
（毒物）			（毒物）	
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。		第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	
一～六の二 （略）	一～六の二 （略）		一～六の二 （略）	
六の三 二一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤	六の三 二一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤		六の三 二一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤	
六の四～六の九 （略）	六の四～六の九 （略）		六の三～六の八 （略）	
七～二十四の三 （略）	七～二十四の三 （略）		七～二十四の三 （略）	
二十四の四 一ー（四一フルオロエニル）プロパンー二アミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	二十四の四 一ー（四一フルオロエニル）プロパンー二アミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤		二十四の四 一ー（四一フルオロエニル）プロパンー二アミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	
二十四の五 （略）	二十四の五 （略）		二十四の四 一ー（四一フルオロエニル）プロパンー二アミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	
二十五～三十一 （略）	二十五～三十一 （略）		二十四の四 一ー（四一フルオロエニル）プロパンー二アミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	
（劇物）	（劇物）		（劇物）	
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。		第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	
一～四の四 （略）	一～四の四 （略）		一～四の四 （略）	
四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシル アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただ し、三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシルア	四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシル アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤		四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシル アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤	

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (1) (83) シクロヘキシリデン-オトリルアセトニトリル及びこれを含

有する製剤

(略)

(85) (84) (1) (83) ノナ-二・六-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

(110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140)

(略)

エニルチオ】-二-【三-（二-メトキシフェニル）-一-三-

チアゾリジン-二-イリデン】アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤

(略)

四の六三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (1) (83)

(109)

(110) (111)

(115)

(116) (125)

(126) (135)

(略)

トリル及びこれを含有する製剤

(略)

二-メチルデカニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

三十三、五十四の二 (略)

五十四の三 二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二-ジメチル-2・3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート6%以下を含有するものを除く。

五十五、百の十 (略)

百の十一 五-メトキシ-N・N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二、百の十七 (略)

百一、百九 (略)

2

(136)
|(155)|
(略)

三十三、五十四の二 (略)

五十四の三 二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二-ジメチル-2・3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート1%以下を含有するものを除く。

五十五、百の十 (略)

百の十一、百の十六 (略)

百一、百九 (略)

2

(156)
|(163)|
(略)

五十四の三 二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二-ジメチル-2・3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート1%以下を含有するものを除く。

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別添 2

	改 正 前	改 正 後
別表第一（第四条の二関係） 劇物	別表第一（第四条の二関係） 劇物	別表第一（第四条の二関係） 劇物
一「十一の八」（略）	一「十一の八」（略）	一「十一の八」（略）
十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1) (1) (112) (113) (114) (145) (略)	(1) (1) (112) (113) (114) (144) (略)	(1) (1) (112) (113) (114) (144) (略)
三十二の三 二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート六%以下を含有	三十二の三 二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート一%以下を含有	三十二の三 二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二・ジメチル一二・三ジヒドロ一一ベンゾフラン一七一イル＝N-「N-（二エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフルエナモイル」-N-メチルカルバマート一%以下を含有

するものを除く。

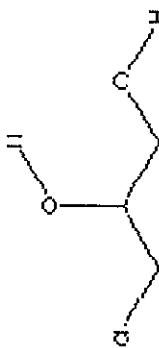
三十三～六十七 (略)

するものを除く。

三十三～六十七 (略)

別添 3

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
3-クロロ-1, 2-ブロハ ンジオール	 $\text{C}_3\text{H}_5\text{ClO}_2$ 分子量 110.5 CAS No. 96-24-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色~淡黄色液体 (吸湿性) 沸点:213°C 融点: -40°C 蒸気密度:3.8(空気=1) 比重:1.32(g/mL) 蒸気圧:27 Pa(20°C)	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 150~300 マウス 135~180	有機合成の中間体、ダイナマイトの抗凍結剤、セルロースアセテート等の溶媒、げつ歯類の不妊化剤等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によつて短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

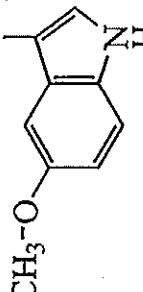
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン	 $\text{C}_9\text{H}_{12}\text{FN HCl}$ 分子量 189.68 CAS No. 64609-06-9	原体、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	外観:白色/結晶性 溶解性:水に可溶	原体: 急性経口毒性 $LD_{50}(\text{mg/kg})$ ラット(♂♀) 50	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

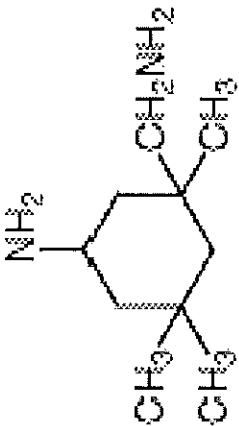
※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

薬物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン	$\text{CH}_3\text{-CH}_2\text{-N}(\text{CH}_3)_2$  $\text{C}_{13}\text{H}_{18}\text{N}_2\text{O}$ 分子量 218.29 CAS No. 1019-45-0	原体、その塩類及びこれらを含むする 製剤	外観：灰色かかった白色/ 結晶性	急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) 200	試験

- ※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
- ※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸い入る場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロシジアミン)6%以下を含有する製剤	 $C_{10}H_{22}N_2$ 分子量 170.3 CAS No. 2855-13-2	これを含有する製剤	外観: 特徴的な臭気を有する無色～わずかにうすい黄色の液体 沸点: 247°C (1,013 hPa) 融点: 10°C 蒸気密度: 5.9 (空気=1) 比重: 0.92～0.925 (g/cm³) (20°C) 蒸気圧: 2 Pa (20°C)	<u>原体:</u> 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,030 <u>急性経皮毒性</u> LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 <u>急性吸入毒性</u> LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 4.6 (ミスト) <u>皮膚刺激性</u> ラビット、ラット 刺激性あり。 <u>眼刺激性</u> ラビット 刺激性あり。 <u>皮膚腐食性</u> <u>In vitro 試験:</u> 腐食性陽性	接着剤、洗剤、樹脂用添加剤、樹脂硬化剤、試薬、ウレタンラッカー製造時の鎖伸長剤の中間物等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸い入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチカルバマート(別名ベフラカルブ)6%以下を含有する製剤		これを含有する製剤	外観:うすい黄色液体 沸点:200°Cで分解のため、測定不能 融点:— 密度:1.1493g/cm³(20°C) 蒸気圧:1×10⁻⁵Pa(20°C) 溶解性:— 水溶解度:7.74×10⁻³Pa (20°C, pH 6.5)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 222.6 ラット(♀) 205.4 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) >2000 眼刺激性:極く軽度の刺激性あり。 皮膚刺激性:— 6%製剤: 引火性:低い。 発火性:低い。 安定性(対熱): 安定(室温)、200°C付近から分解 反応性: 水や空気とは反応しない。	農業(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
シクロヘキシリデンーオート リルアセトニトリル	 $C_{15}H_{17}N$ 分子量 211.3 CAS No. 916887-53-1	原体及びこれを含有する製剤 外観:白色固体 沸点:329°C(1000.0 hPa) 融点:63°C 密度:— 蒸気圧:0.0002 hPa(20°C)	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>2,000	調合香料

- ※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸人等の投与経路がある。
- ※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸人の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

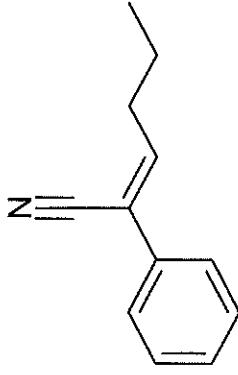
劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
ノナ-2, 6-ジエンニトリル		原体及びこれを含有する製剤 C ₉ H ₁₃ N 分子量 135.2 CAS No. 67019-89-0	外観:無色～淡黄色液体 沸点:203°C 融点:— 密度:— 蒸気圧:— 水溶解度:— 安定性:乾燥した換気の良い室内に密閉容器で365日 反応性:—	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット>2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット>2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット>5.4(ミスト)	調合香料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
(2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル	 原体及びこれを外観:特徴的香氣を有する 含有する製剤 液体 沸点: 270±2°C	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 300、< 2,000	蒸気圧: 5.9×10^{-1} Pa (25°C) 水溶解度: 不溶 引火点: 127±2°C 安定性: — 反応性: —	香粧品用香料 の調合原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸込等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸込の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

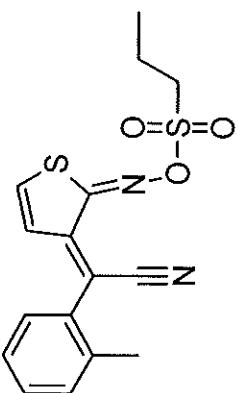
劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
(Z)-2-[2-(2-フルオロコロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルレチオ]-2-[3-(2-メタキシフェニル)-1,3-チアジリシン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)	 $C_{19}H_{14}F_4N_2OS_2$ 分子量 426.5 CAS No. 958647-10-4	原体及びこれを含有する製剤 沸点:299.1°C (2.53 kPa) 融点:178~179°C 密度:1.45 g/cm³ (20°C) 蒸気圧: $<1.3 \times 10^{-5}$ Pa (25°C) $<1.7 \times 10^{-5}$ Pa (30°C) 水溶解度:0.0079 mg/L (20°C)	外観:白色結晶性粉末 原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♀) > 2,000	急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♂, ♀) > 2,000	農業(殺菌剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	反 分	性 状	毒 性	主な用途
2-[2-(プロピルスルホニルオキシミノ)チオフェニル]-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル		原体及びこれを含有する製剤 外観: 黄褐色粉末	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♀)>2,000	急性経皮毒性 当該物質の物理化学的性質 及び皮膚刺激性試験の結果 から、特異的に強度の経皮毒 性を呈さないとして、当該試験 を実施するには至らなかつ た。	フォトレジス ト用の光酸発 光剤

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
2-メチルデカノニトリル		原体及びこれを含有する製剤 外観:無色液体 沸点:247°C 融点:— 分子量 167.0 CAS No. 69300-15-8	急性経口毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> ラット>2,000 急性経皮毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> ラット>2,000 急性吸入毒性 <u>LC₅₀ (mg/L (4hr))</u> ラット>6.3 (ミスト) 安定性:乾燥した換気の良い室内に密閉容器で360日 反応性:—	原体: 急性経口毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> ラット>2,000 急性経皮毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> ラット>2,000 急性吸入毒性 <u>LC₅₀ (mg/L (4hr))</u> ラット>6.3 (ミスト) 皮膚刺激性 カサキ" — 眼刺激性 カサキ" —	調合香料

* 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

* LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。